

質疑応答書

令和5年6月20日

入札件名 佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業者選定に係るアドバイザー業務委託

質 問 事 項	回 答
<p>①昨年度業務で、「佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業基本構想」を策定されていることと思いますが、基本構想は拝見することは可能でしょうか。</p> <p>（市のHPで公開されている場合は、どの部分に公開されているのかを教えてください。）</p> <p>②仕様書では、施設整備に係る内容等の精査とありますが、昨年度業務で検討した施設整備に関する施設規模や配置計画、建物計画図を活用して精査する業務と考えても良いでしょうか。</p> <p>今年度業務で、改めて、施設整備の規模や配置計画、建物計画を一から検討する業務は含まれないと考えても良いでしょうか。</p>	<p>①落札者にお渡しいたしますので、落札後にご覧いただけます。</p> <p>なお、HP等での公表はしておりません。</p> <p>②仕様書記載の「施設整備に係る内容及び方向性の精査」とは、当該施設に関する施設整備に関する計画等（施設規模・配置計画・建物計画図、建設スケジュール等）を含む事業スキームについて、その実現可能性を検証いただくとともに、より確実な計画となるよう見直し作業、あるいは新たな内容の計画提案を求めるものです。</p> <p>したがって、ゼロベースでの検討、計画策定を求める内容ではありませんが、精査の結果により、新たな提案も業務に含むものとなります。</p>

(注)・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

質疑応答書

令和5年6月20日

入札件名 佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業者選定に係るアドバイザー業務委託

質 問 事 項	回 答
<p>1. 業務の概要</p> <p>「PFI法に準じたDBO方式で実施する」とは、民間事業者の募集・選定手続き等はPFI法の考え方を取り入れて実施するものの、PFI事業として実施するものではないとの理解で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>2.1. 基本条件の検討</p> <p>着手時に提出資料「ハ 管理技術者等届」については、管理技術者の他、担当技術者についても届け出を提出とする理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>2.2. (1)施設整備に係る内容及び方向性の精査</p> <p>上記精査について、前年度業務の成果物及びそれらに係る資料についてご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>落札者にお渡しいたしますので、落札後にご覧いただけます。</p>
<p>2.2. (1)施設整備に係る内容及び方向性の精査</p> <p>市が想定される入札公告時期、供用開始時期について可能な範囲でお教えてください。</p>	<p>現時点の想定は、入札公告時期は令和6年度前半、供用開始時期は令和10年4月です。</p> <p>なお、この想定自体も今般の業務内容における精査及び検証対象に含まれます。</p>

## 2.2. (4) 財政効果額(市財政負担)の算定

「全体事業費を算定」との記載がありますが既に算定済みの事業費の精査を行うとの理解で良いでしょうか。

仕様書記載の「施設整備に係る内容及び方向性の精査」とは、当該施設に関する施設整備に関する計画等（施設規模・配置計画・建物計画図、建設スケジュール等）を含む事業スキームについて、その実現可能性を検証いただくとともに、より確実な計画となるよう見直し作業、あるいは新たな内容の計画提案を求めるものです。

つまり、ゼロベースでの検討、計画策定を求める内容ではありませんが、精査の結果により、新たな提案も業務に含むものとなります。

したがって、「全体事業費の算定」とは、算定済みの事業費に関する既往の本市計画等の数量等の変更や時点修正等の精査に留まらず、上記の新たな提案等に係る事業費算定を当該業務に含みます。

## 2.3. (1) VFMの算定及び評価

過年度調査におけるVFM算定の結果の精査について、精査に当たり、過年度業務で使用された概算事業費の算定及びVFMの算定資料（計算式が明確になっているエクセルシートなど）のご提供は頂けるとの理解でよろしいでしょうか。

本市所有の資料は落札者に提供します。

ただし、数値算定にあたっての計算式について、著作権の都合上、一部提供できない部分もありますので、予めご承知おきください。

<p>2.10. 協議・打ちあわせ等</p> <p>「市からの要請に応じ会議等に参加して」とありますが、庁内検討会議などどのような会議をどの程度開催予定か可能な範囲でお教えください。</p> <p>6. 本業務に係る想定スケジュール</p> <p>令和5年度の「基本方針の検討」とは、「2.1. 基本条件の検討」を意味するとの理解で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>現時点では、庁内検討会議等の具体的な内容及び頻度は未定ですが、月1回程度の頻度で、計20回程度としてお見積りください。</p> <p>令和5年度の「基本方針の検討」とは、「2.1. 基本条件の検討」及び「2.2.(1) 施設整備に係る内容及び方向性の精査」を意味します。</p>
--	--

(注)・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。